

<新規：共同住宅等（設計住宅性能評価）>

(1) 設計住宅性能評価業務 評価料金

単位：円/税込

(い) 1棟の延べ床面積	選択項目	(ろ) 設計評価料金
		基準額 + 住戸単価 × 評価住戸数M
～500㎡以内	必須項目のみ	66,000 + 9,900 × M
	選択項目あり	66,000 + 10,450 × M
500㎡超～1,000㎡以下	必須項目のみ	110,000 + 9,900 × M
	選択項目あり	110,000 + 10,450 × M
1,000㎡超～2,000㎡以下	必須項目のみ	121,000 + 9,350 × M
	選択項目あり	121,000 + 9,900 × M
2,000㎡超～3,000㎡以下	必須項目のみ	132,000 + 8,250 × M
	選択項目あり	132,000 + 8,800 × M
3,000㎡超～5,000㎡以下	必須項目のみ	154,000 + 7,150 × M
	選択項目あり	154,000 + 7,700 × M
5,000㎡超～7,000㎡以下	必須項目のみ	187,000 + 7,150 × M
	選択項目あり	187,000 + 7,700 × M
7,000㎡超～10,000㎡以下	必須項目のみ	220,000 + 7,150 × M
	選択項目あり	220,000 + 7,700 × M
10,000㎡超～	—	別途見積りによる

・設計住宅性能評価：評価住戸数をMとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。

申請者が、評価対象となる共同住宅等の音環境に係る評価を選択した場合の音環境評価料金は表(2)(ろ)欄に掲げる額を加算します。

申請者が、評価対象となる共同住宅等の長期使用構造等の確認を合わせて依頼する場合は表(3)(ろ)欄に掲げる額を加算します。

1. 変更設計住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等の直前の設計住宅性能評価をUDIが行っている場合は、1回の変更に
つき、上表(1)(ろ)欄に掲げる料金の額の1/2とします。ただし、軽微な変更と認められる場合には、協議によりその額を定めます。
2. 対象となる共同住宅等の直前の設計住宅性能評価を他機関の者が行っている場合の変更設計住宅性能評価の料金は、上表(1)
(ろ)欄に掲げる料金の額とします。

(2) 音環境に係る1住戸当たりの音環境評価の料金（設計住宅評価）

単位：円/税込

(い) 性能表示事項	(ろ) 音環境評価料金
	(1)の(ろ)欄 + 音環境評価料 × M
8-1～8-4の音環境項目	2,200

(3) 長期使用構造等の確認を併せて行う場合の加算

単位：円/税込

(い) 1棟の延べ床面積	(ろ) 長期優良（共同住宅等）料金	長期優良住戸数M
～1,000㎡以内		6,600 × M
1,000㎡超～2,000㎡以下		5,500 × M
2,000㎡超～3,000㎡以下		5,500 × M
3,000㎡超～5,000㎡以下		5,500 × M
5,000㎡超～7,000㎡以下		5,500 × M
7,000㎡超～10,000㎡以下		5,500 × M
10,000㎡超～		別途見積りによる

(4) 型式認定・製造者認証を用いた共同住宅等の評価料金

単位：円/税込

1棟の延べ床面積	項目	選択項目	業務量が概ね20%以上 40%未満軽減	業務量が概ね 40%以上軽減
200㎡以下	設計住宅性能評価	必須項目のみ	105,600 + 4,620 × M	66,000 + 4,620 × M
		選択項目あり	105,600 + 4,950 × M	66,000 + 4,950 × M
	変更設計住宅性能評価	—	26,400 + 1,320 × M	19,800 + 1,320 × M
	建設住宅性能評価	—	92,400 + 6,600 × M	66,000 + 6,600 × M
	建設住宅性能評価 (他機関で設計住宅性能評価)	—	145,200 + 6,600 × M	99,000 + 6,600 × M
200㎡を超え	設計住宅性能評価	必須項目のみ	132,000 + 4,620 × M	79,200 + 4,620 × M
		選択項目あり	132,000 + 4,950 × M	79,200 + 4,950 × M
	変更設計住宅性能評価	—	33,000 + 1,320 × M	19,800 + 1,320 × M
	建設住宅性能評価	—	105,600 + 6,600 × M	79,200 + 6,600 × M
	建設住宅性能評価 (他機関で設計住宅性能評価)	—	171,600 + 6,600 × M	118,800 + 6,600 × M
変更建設住宅性能評価	—	26,400 + 6,600 × M	19,800 + 6,600 × M	

・設計住宅性能評価：評価住戸数をMとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。

申請者が、評価対象となる共同住宅等の長期使用構造等の確認を合わせて依頼する場合は表(5)に掲げる額を加算します。

(5) 長期使用構造等の確認を併せて行う場合の加算（型式認定・製造者認証を用いた共同住宅等）

1棟の延べ床面積	業務量が概ね20%以上 40%未満軽減	業務量が概ね40%以上軽減
200㎡以下	6,600 × M	6,600 × M
200㎡を超え1,000㎡以下	6,600 × M	6,600 × M

<新規：共同住宅等（建設住宅性能評価）>

(1) 建設住宅性能評価業務 評価料金

単位：円/税込

(い) 1棟の延べ床面積	(ろ) 建設評価料金
	基準額 × N + 住戸単価 × 評価住戸数M
～500㎡以内	44,000 × N + 16,500 × M
500㎡超～1,000㎡以下	55,000 × N + 16,500 × M
1,000㎡超～2,000㎡以下	60,500 × N + 15,950 × M
2,000㎡超～3,000㎡以下	66,000 × N + 14,850 × M
3,000㎡超～5,000㎡以下	77,000 × N + 13,750 × M
5,000㎡超～7,000㎡以下	99,000 × N + 13,750 × M
7,000㎡超～10,000㎡以下	121,000 × N + 13,750 × M
10,000㎡超～	別途見積もりによる

・建設住宅性能評価：評価住戸数をM、検査回数をNとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。

申請者が、評価対象となる共同住宅等の音環境に係る評価を選択した場合の音環境評価料金は、表(2)(ろ)欄に掲げる額を加算します。

1. 変更建設住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等の直前の建設住宅性能評価をUDIが行っている場合は、1回の変更につき、上表(1)(ろ)欄に掲げる料金の額の1/2とします。ただし、軽微な変更と認められる場合には、協議によりその額を定めます。
2. 対象となる共同住宅等の直前の建設住宅性能評価を他機関の者が行っている場合の変更建設住宅性能評価の料金は、上表(1)(ろ)欄に掲げる料金の額とします。
3. 建設住宅性能評価において再検査を行う場合の料金の額は、別途協議とします。
4. 建設住宅性能評価の対象となる共同住宅等に係る設計住宅性能評価を他機関の者が行っている場合の建設住宅性能評価の料金は、上表(1)(ろ)欄に掲げる料金の3/2の額とします。
5. 遠隔地割増手数料は、一戸建ての住宅と同じとします。

3-2 住宅性能評価（共同住宅等）業務手数料

3/3

(2) 音環境に係る1住戸当たりの音環境評価の料金（建設住宅評価） 単位：円/税込

(い) 性能表示事項	(ろ) 音環境評価料金
	(2)の(ろ)欄) + 音環境評価料×M
8-1～8-4の音環境項目	2,200

<新規：共同住宅等（劣化対策等級2又は3、その他等級1の場合）>

単位：円/税込

項目	評価料金
	基準額+住戸単価×評価住戸数M（円）
設計住宅性能評価	44,000+5,500×M
建設住宅性能評価	88,000+5,500×M

(注) 木造3階建以下で、UDIにて確認申請を行った場合に限りです。

<その他：共同住宅等（共通）>

単位：円/税込

手続きの種類	申請料金
設計住宅性能評価書の再交付	5,500
建設住宅性能評価書の再交付	5,500
取り下げ届	0

<遠隔地割増手数料>

単位：円/税込

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	26,400
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

(注) 上記の割増手数料は検査が対象となります。

UDIで同時に2種類以上の検査を実施する場合は下記の通りとします。

- ・基準法の検査が同時の場合：基準法の遠隔地割増手数料を適用とします。
- ・基準法以外の検査が同時の場合：上記割増手数料の1申請分を適用とします。